

<令和5年労働災害は減少、2年連続死亡災害0を達成>

1 労働災害発生状況

令和6年1月に確認された休業4日以上労働災害件数は6件でした。このうち、令和5年に発生した労働災害は3件、令和6年に発生した労働災害は3件でした。

令和5年の労働災害件数は、合計で122件となり、前年同期の242件と比べて120件減少(-49.6%)となりました。全体の労働災害のうち、新型コロナウイルスによる労働災害発生件数は16件です。死亡災害は令和4年に引き続き0件となっています。

年齢が60歳以上の高齢労働者の労働災害件数は、122件中33件(27.0%)となっています。50歳以上の年齢に拡大すると、61件とちょうど半数を占めています。

令和6年の労働災害件数は、3件であり、前年同期と同数となっています。

2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※新型コロナウイルス感染症事例は除く

【建設業】

・事業場敷地内で除雪作業を行っていたところ、凍結路面に足を滑らせて転倒し、右足首を骨折したものの。(60代女性、1か月)

【製造業】

・外壁のペンキ塗り作業のため、梯子上で作業していたところ、足を踏み外して墜落し、頭部を打撲したものの。(60代男性、4日)

・トラック荷台のあおりのゆがみを直そうとして金槌で叩いていたところ、金槌の金属片が飛んで右目に入り、負傷したものの。(50代男性、8日)

【小売業】

・包丁で白菜を切るために力を入れたところ、包丁が滑り、左手第一指に創傷を負ったものの。(30代女性、1週間)

【警備業】

・工事現場において、車両の誘導中、凍結路面で足を滑らせて転倒し、左肩を骨折したものの。(40代男性、1か月)

【清掃・と畜業】

・処理場においてペットボトルの分別作業中に、雪が付着したペットボトルに足を乗せて転倒し、左膝を打撲したものの。(70代女性、1か月)

3 稚内署からのお知らせ

○北海道冬季ゼロ災運動(12月1日～3月31日)

1月に確認された労働災害の半数が雪に起因する転倒災害でした。除雪後の路面や駐車場等の圧雪路面は非常に滑りやすくなっています。滑りにくい靴の着用や歩幅を狭めて歩くなどの対策をとって転倒災害を防止しましょう。

○2024陸運業ゼロ災チャレンジ北海道

北海道労働局と陸上貨物運動事業労働災害防止協会北海道支部は、陸運業における死傷災害を減少させるため、「陸運業ゼロ災チャレンジ北海道」(以下「本運動」という。)を展開します。実施期間(令和6年2月1日～7月31日)の間で3か月以上の無災害を達成した事業場は、陸災防北海道支部長名の達成賞、全期間無災害だった場合は、北海道労働局長名の達成賞が交付されます。申込受付は陸災防北海道支部となっています。

○建設業の時間外労働について(建設業向け)

厚生労働省HPにおいて、建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&Aが公開されていますが、令和5年12月25日付けで**追補版が公開されています**。内容は、「除雪作業時に付随して融雪剤や凍結防止剤を散布する場合の災害復旧事業への適用の考え方」や「乗り合いで作業現場へ向かう場合の労働時間の考え方」等が記載されています。労務管理の参考としてください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)

(下記QRコードは該当ページのリンクとなっています。)

先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	2件
建設業	1件
道路貨物運送業	0件
林業	0件
その他の事業	3件 (小売業1、警備業1、清掃・と畜業1)
計	6件



※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています!

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)